

事前協議違反を許さない！ 港湾利用者にのみみを守る 協議し、順守を要求する！



本船「はくおう」

持していくため、大変重要な制度であり、港湾のルールです。このルールを無視して、ユーザーが勝手に港湾を利用するようになれば、雇用と職域に重大な影響を及ぼすことになり、港湾運送の秩序は混乱することは明らかです。

事前協議違反は、絶対に看過するわけにはいかない。今般の荷主は自衛隊であったが、メークーであれ商社であれ、船社であれ、事前協議のルールを守り、港湾のルールに沿った港湾利用を強く求めるものです。

日港協はユーザーに労使協定を徹底せよ！

事前協議制度は、港湾労働組合と事業者団体である日本港運協会（日港協）との間で締結した産別協定です。

したがって、日港協は、協定の当事者として協定順守の立場で、ユーザーに対し協定に沿った港湾利用を周知徹底する責任と義務があります。産別協定が踏みにじられたことの重みを一方の協定当事者として受け止め、責任ある行動、つまり産別労使のルールが順守されるよう事態を正すことが必要だし、これができなければ、事前協議制度は崩壊するといつても過言ではありません。

港湾利用者は港湾のルールを守れ！



港湾労働者は、コンテナ船、車両専用船、RO-RO船などの登場によつて、荷役方法が大きく変わり、船社による航路やアライアンスの再編で作業体制の変更を余儀なくされるなど、雇用不安を経験してきました。港運事業者もまた事業基盤を搖るがしかねない状況に晒され続けてきました。こうした苦い経験の積み重ねの中で、雇用安定を主眼とする事前協議制度を作っていました。

事前協議制度は、港湾労働者の雇用と職域を守り、港湾運送秩序を維

さる二月一日、沖縄県の中城湾港において、事前協議制度を無視して、自衛隊の車両を積んだRO-RO船「はくおう」が入港、強行荷役を行うという重大な事態が発生した。同本船は、本来、運航船舶が臨時寄港として、事前に日本港運協会に申請し、地元の港運労使で作業体制などを協議・確認のうえ港湾作業を行すべきものであった。

●全港湾●検定労連●検定労連●東北港湾●北海道港港協●全港勞連●全港勞連●日本海港湾●東京港湾●名港労協●駿河港●川港労協●横浜港●鹿児島港●博多港●関門港●四国港●神戸港●四国港●神戸港

●全港●全日通●北海道港●東北港●東京港●名港●駿河港●横浜港●関門港●四国港●神戸港●四国港●神戸港

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN
(ZENKOKU - KOWAN)

（発行所）
全国港湾労働組合連合会
〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2
日港協会館1F
電話：03-3733-2561
FAX：03-3733-2627
発行人：玉田 雅也
定価：30円（組合員に含む）
毎月1回15日発行・平成7年8月18日
号外
2019年事前協議違反